

## 市職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法の規定に違反する行為により、令和元年5月8日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、その内容などについて「大船渡市懲戒処分等の公表基準」により公表します。

### 記

#### 1 対象事件

大船渡市簡易水道事業の委託事業に係る収賄事件

#### 2 職員の処分

##### (1) 本人の処分

職員氏名等 総務部付技監 亘理 義政 (50代)  
処分事由 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分  
処分内容 懲戒免職  
内容説明 簡易水道施設の維持管理業務において、(株)佐々忠へ3件の業務を発注した見返りとして、現金約30万円を受け取ったもの。

##### (2) 関係上司の処分

2人

被処分者		処分内容	処分事由
職位	年齢		
部長級(一般事務職)	50代	減給10分の1 1か月	上記事件の監督責任による。
部長級(一般事務職)	50代	減給10分の1 3か月	